

# 片側上肢切断に対する義手の支給について

## 1 現行

- ・ 装飾用、能動式及び作業用の3種の型式から、計2本を支給(原則、異なる型式のものを1本ずつ支給)
- ・ 研究用として支給する筋電電動義手は上記とは別に1本支給

## 2 専門家会議での主な意見

- ・ いずれの義手とするか選択できるようにすべき
- ・ 複数の義手に係る装着訓練が受けられるようにすべき
- ・ 既に何らかの義手が支給されている者と今後新たに義手装着の検討を行う者とは、取扱いを変えるべき
- ・ 筋電電動義手を支給するにあたって、必ずしも能動式義手の使用を義務づける必要はないのではないか
- ・ 筋電については、実際に使用した上でないと、継続的に使用するかどうかの判断は難しいものであるため、試用期間を経て、本支給する方法とすべき

# 筋電電動義手 支給要件について

## I 対象者要件

1 就労(休職含む。)中の者で、筋電装着による就労能力の向上が見込まれる者

2 現在は非就労だが、筋電装着後に就労が予定されている者(就職活動中の者を含む。)で、筋電装着による就労能力の向上が見込まれる者

注:ここでいう「就労」とは雇用労働者に限るものではなく、事業主等の立場で働く場合を含む。

3 筋電電動義手を使用しなければ日常生活ができないと認められる者

非切断肢側の upper limb 又は手指に一定の障害を残すことにより、障害(補償)給付を受けた者又は受けると見込まれる者

## II 装着訓練要件

協力医療機関において、筋電電動義手の装着訓練(試用装着を含む)を修了した者

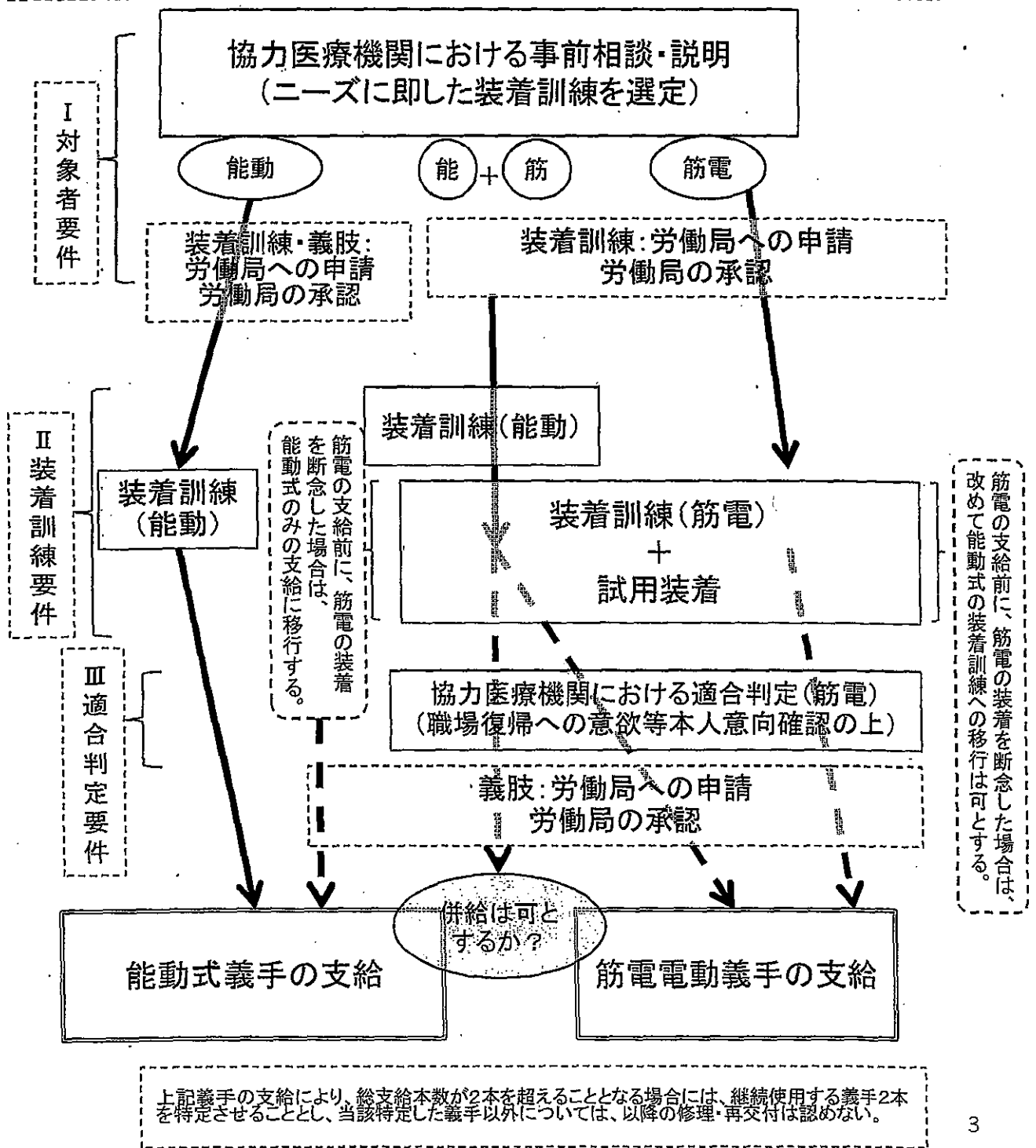
## III 適合判定要件

筋電電動義手の使用により就労又は日常生活ができると認められ、かつ、継続して使用することが可能であると、協力医療機関において適合判定された者

以上により、支給要件を満たすものと都道府県労働局長が認めた者

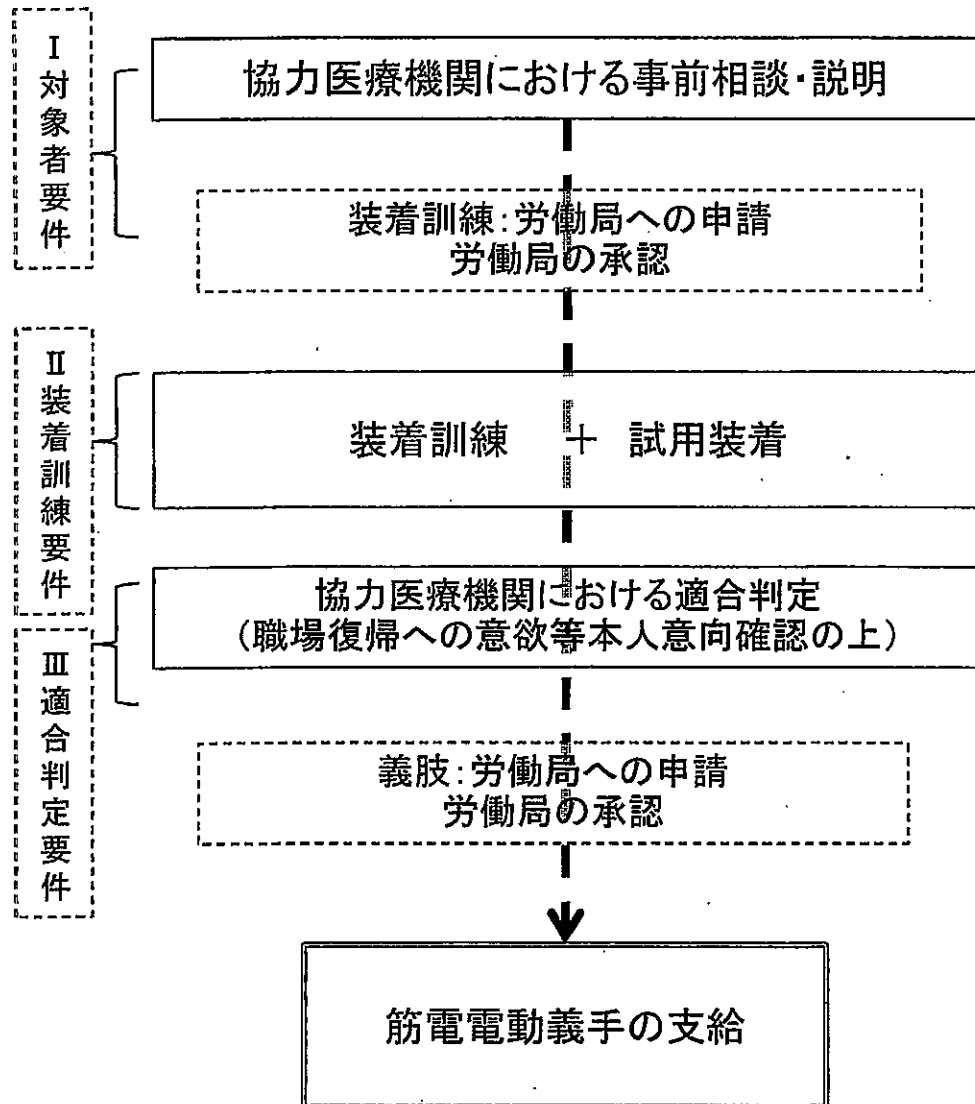
# 筋電電動義手の支給の取扱い(その1)

1 新たに能動式義手、筋電電動義手の装着の検討を行う場合  
(装飾用及び作業用しか支給を受けていない場合を含む。)



## 筋電電動義手の支給の取扱い(その2)

2 既に能動式義手を装着している者が、筋電電動義手の装着の検討を行う場合



上記義手の支給により、総支給本数が2本を超えることとなる場合には、継続使用する義手2本を特定させることとし、当該特定した義手以外については、以降の修理・再交付は認めない。

## 筋電電動義手を装着(既研究用支給分を含む)した後の取扱い

### ① フォローアップ

支給後、〇年間は、1年に1回、アンケートを記入・提出させる。

- ・就労の有無
- ・就労時の装着状況
- ・今後の就労見込み
- ・今後の就労時の装着見込み

・日常生活での使用状況

等

### ② 再交付

再交付に当たっては、当初の支給要件のうち、

I 対象者要件

III 適合判定要件(協力医療機関による判定)  
を確認することとする。

以上により、支給要件を満たすものと都道府県労働局長が認めた者について再交付を承認することとする。

上記により不承認となった者のうち、過去に能動義手の装着訓練を受けていない者が、能動式義手の装着を希望する場合は、その1で筋電の装着を断念した者と同様に取扱い、能動式義手に係る装着訓練を受けられることとする。